# 奈良県営水道企業管理規程第五号



奈良県営水道会計規程 (昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第四号)  $\mathcal{O}$ 一部

平成二十六年三月三十一日

を次のように改正する

奈良県知事 荒 井 正

吾

第二条を次のように改める

(企業出納員等)

第二条 県営水道に企業出納員及び現金取扱員を置く。

- 2 庁 る課長補佐。 の総務課課長補佐の職にある者 企業出納員は、 以下 本庁の総務課長 「出納担当課長補佐」 (以 下 (二人以上ある場合にあつては、 という。 「総務課長」  $\overline{\phantom{a}}$ をもつて充てる という。 0) 出 職 納 にある者及び本 事 務を担当す
- 3 限 現金取扱員が一 とする。 日に つき取り扱うことができる現金の 限度額は、 万 円 収 納 金に

第三条中 「総務課長である企業出納員」 を 「当該企業出 納 員 に 総 務 課 長補 佐

を「出納担当課長補佐」に改める。

第二号」に、 第十条中 第六条第五項中 一設 「第四条」 けるもの 所長又は場長」 とし、 を「第四条第一項第一号」 各科目ごとに当該科目に属する会計伝票を綴り を 「又は所長」 に改め、 に、 「第三条」 「若しくは場長」 を 「第三条第 を削 込まなけ 項

を ればならない」を「設け、 第十五条第一項中 「当該納期限の」に、 「納期 の一定した」 日計表により 「指定して」を を 記帳しなければならない 「別に納期限 「定めて」 に、  $\mathcal{O}$ 定めがあ 「より難 」に改める。 11 る に、 収入 の下に 納 期 限 ▽ 0

は現金取扱員が収納した収入」を加える。

第十七条中 「総務課長」 の下に「又は現金取扱員」 を加える。

ときは、 継 て 第十八条の を削 だ場合を除 翌営業日) 見出し中 収納 したとき」 を加え、 「取扱」を「取扱い を加え、  $\mathcal{O}$ 同条に次 下に 翌日」  $\neg$ の二項を加える。 (次項の  $\mathcal{O}$ 下に に改め、 規定により現金出 \_ (出納 同条第一項中 取 扱金融機関 納員 前 か 条  $\mathcal{O}$ 休業日 5  $\mathcal{O}$ 場合に 現金を引き で お 11

- 2 れば れ 現金 ば な な 5 取 5 扱 な な 員は \ \ \ 現金を収  $\mathcal{O}$ 場合に 納 お 11 したときは、 て、 現金取扱員は、 当該 現金を直 当該 現金 ちに 総務課長に  $\mathcal{O}$ 内 訳 を明 引 5 き継 か に が なけ
- 3 課長が 翌営業日 現 金 に払込書に 取 やむを得な 扱 )とすることができる 員 は ょ 前 1 0 と認めるときは て出納取扱金融 項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ ŋ 機関に 総務課長 翌 日 預け 出 に 入れ 納取扱金融機関 現金を引 なけ き継 れ ば なら <" の休業日 と き な は、 11 ただ 収 であ 納 るときは た 日  $\mathcal{O}$

るものであるとき」を 第二十三条第一項中 「総務課長」 「ただちに」 12 を に改める。 「直ち Ē に、 当 該 証 一券が 総務課 長  $\mathcal{O}$ 受領 ĺZ

第二十四条を次のように改める。

(不納欠損等)

- 第二十四条 申 他の 若し 裁 気を受け くは 所 事由により 属年度、 なけれ 時効等により 主務課長は、 債権 ばならな 収入科目、  $\mathcal{O}$ /債権が 口 V ) 収が困難であると認め 法令若し 金額、 消滅 債務者等を明 した場合又は免責許可 は条例若 5 5 くは議会 れ か に る場合は、 た文書によ  $\mathcal{O}$ の議決に 決定、 当該債権 よっ 破産手続 9 て、 7 債権を放  $\mathcal{O}$ 管 消  $\mathcal{O}$ 理者 滅等 廃止  $\mathcal{O}$ そ 棄  $\mathcal{O}$ 事  $\tilde{\mathcal{O}}$
- 2 な 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合に お 1 て、 主務課長 は 調定を 減 額 又 は 損 失を計 上 L な け れ ば な 6

同条第五項の ならない」 第二十七条第五 当該資金前渡職員をしてただちに返納させなけ に 次に 改 8 次 項  $\mathcal{O}$ 中 同 条第六項中 一項を加える。 「ただちに」 前 を 項 「直ち を に 「第五項」 に、 ればならな に改め、 減 額  $\mathcal{O}$ V うえ、 同 項を同条第七項とし を 納 減 入 額 通 知 なけ 書を 発行

6 発行し、 総務課長は、 当該資金前渡職員をして直ちに返納させなければ 前 項  $\hat{\mathcal{O}}$ 場合にお いて前 渡資金に精算残金が ならな あ る ときは、 V 納 入 通 知 書 を

付し 交付するとともに、 第三十条第二項中 なけ れ ば ならな 債権者に 1 「振替先銀行名」 に改 対して 8 る П 座振替通知書を送付 を 「振替先 金融機関 しなけ 名 に 改め、 れ ば ならな 同 条第三項 11 を 中 交交

第三十五条に次の一項を加える。

3 収 入伝票を発行 長 は 振 なけ 出 小 切手が n ば なら 時 な 効 12 V) 消 滅 た場合は、 直 5 に当該 金額を調定

第三十八条を次のように改める。

(債務免除等)

第三十八条 書によつて管理者の決裁を受けなけ の事由、 主務課長は、 所属年 度、 支払科目、 債務免除、 消滅した債務 時効等により債務が消滅 ればならな  $\mathcal{O}$ 金額、 債権者等を明ら した場合は、 かにした文 当該債務の

2 ればならない。 前項の場合におい て、 主務課長は、 支出負担行為を減額 Ļ 又は 収入を調定し なけ

削る。 第四十四条第一項中  $_{\mathcal{O}}$ 各号」 を削 り、 「行なう」を 「行う」 に改 め 同 項第三号を

号」に改め、 第五十八条第一項中 第四十九条第 同条第二項を削る。 項中 「第四十四条第一項各号」を「主務課長は、 「あらかじめ文書によ つて総務課長に合議  $\mathcal{O}$ うえ」 第四十四条第一 を削 項各

出として購入されたもの」を加え、 ちたな卸資産勘定から払い出されたもの又は第五十八条の規定により 第六十条中 「課長、 所長及び場長」を「主務課長」に、 同条に次の一項を加える。 「掲げる物品」 直接当該科  $\mathcal{O}$ 下 目 の支  $\mathcal{O}$ う

主務課長は、 物品の受入れ又は払出 の状況を物品受払簿 に ょ V) 整 理 な け n

第六十一条中 「課長、 所長及び場長」 を 「主務課長」 に改 8 る。

第六十二条を次のように改める。

(不用物品の処分)

第六十二条 廃棄することができる。 買受人がないものその他売却することが不適当と認められるも 用物品として整理し、 主務課長は、 管理者の決裁を受け、 物品 のうち不用となり、 これを売却 又は使用に耐 なけ のに れば えなくな なら ついては、 ない。 つたも これを ただし、 のを不

第六十二条の二を次のように改める。

# 第六十二条の二 削除

第六十二条の二の次に次の一条を加える。

(郵便切手類)

第六十二条の三 主務課長は、 郵 便 切手及び 郵便はがきの受入れ又は払出 の状況を郵

便切手等交付簿により整理しなければならない。

及び電話 第三号を次のように改める。 他有形資産 (当該 第六十三条中「の各号」 その Ű 加入権」 他無形資産であつて無形固定資産に属する資産とすべきもの」 であつて有形固定資産に属する資産とすべ ス資産が を  $\neg$ 有形 IJ を削 固定資産 - ス資産 り、 である場合に限る。 同条第一号中 (当該リー ス資産が、 「車両運搬具」 きも  $\sqsubseteq$ 無形固定資産 の」を加え、 を、 の下に 「備品」 である場合に 同条第二号中 に改め、  $\mathcal{O}$ 下に リー ス資 「その 同条 . 限 産

貸付金、 して一年以内の 投資その他の 基金その他投資その 資産 日をいう。 投資有価証券 に満期の到来する有価証券を除 他の資産に属する資産とすべきものをい  $\widehat{\phantom{a}}$ 年内 (当該事業年度 の末日  $\mathcal{O}$ 出資金、 翌日 カン 5 長期 起

号とし、 を「この節」に改め、 第六十四条中 第三号を第四号とし、 「固定資産の購入、 「の各号」を削り、 第二号の 」を「主務課長は、 次に次 同条中第五号を第六号とし、 0 一号を加える。 固定資産の購入、 第四号を第五 に、 本条

三 予定価格及び単価

第六十四条に次の一項を加える。

2 ため 前項の O書類を添えなければならない。 文書には、 購入等をしようとする固定資産  $\mathcal{O}$ 义 面 そ  $\mathcal{O}$ 他内容を 明 5 カ 12 す Ź

加える。 第六十五条中 「納入又は引渡 を 購 入等  $\mathcal{O}$ 場合」 に改 め 同 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 条を

(受入れ)

第六十五条の二 総務課長は 固定資産を購 入等により取得 した場合は、 振替伝票を発

行しなければならない。

号を加える。 第六十九条第一項中第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第二号の次に次の

三 予定価格

第七十一条の次に次の一条を加える。

(特別償却率)

第七十一条の二 十三号。 の各事業年度の 金額に百分 以下  $\hat{\mathcal{O}}$ 「施行 五十の 減価 償却資産のうち、 規則] 償却 率を乗じ 額は、 とい て算出 う。 地方公営企業法施行規則 管理者が別に定める直接その営業の用に供する資産 第十五条第 した金額を加えた金額とする。 項の 規定に 昭 和二十七 により算 年総 出 た金額 理府 令第七 に当

に改 第七十二条中 8 「地方公営企業法施行規則第八条第三項」 を 「施行規則第十五条第三項

第七章に次の一節を加える。

## 第五節 リース資産

第七十二条の二 IJ ス資産は、 所有権移転 フ ア イナ シス • IJ ス取引に お け る ij ス

(購入時に費用処理するもの及びリ

ス期間

が

年以内

 $\mathcal{O}$ 

Ł

 $\mathcal{O}$ 

を除く。)とする。

物件の借主である資産

第七十八条の次に次の一条を加える。

(予算の執行)

第七十八条の二 予算 の執 行に 0 11 て必要な事項は、 別に定めるところによる。

第七十九条中「電子計算組織」 を 「電子計算機」 に改める。

第九章を第十章とする。

第七十四条中 「の各号」 を削り、 「行なわなけ れば」 を 「行わなけ れば」 に改 め 同

条第三号を削り、 同条第四号中 「繰延勘定」 を 「繰延収益」 に改め、 同号を同条第三号

とし、同号の次に次の一号を加える。

四 資産の評価

第七十四条第五号を同条第六号とし、 同条第四号の 次に 次  $\mathcal{O}$ 号を加える。

五 引当金の計上

第七十四条の次に次の一条を加える。

(減損処理)

第七十四条の二 総務課長は、 前条第四号の 規定により資産  $\mathcal{O}$ 評価を行 つた資産 の帳簿

価額として施行規則第八条第三項各号に掲げる価格を付すときは、 次に掲げる事項を

記載した文書によつて管理者の決裁を受けなけ ればならない。

- 一 当該資産の名称、用途、種類、所在等
- 二 当該資産の評価額及びその算定方法
- 三 その他必要と認める事項
- 2 前項の 場合に におい て、 総務課長は、 損失を計上しなけ ればならない

第七十五 条中 「前条」 を 「前条第一 項 に、 「行なう」 を 「行う」 に改 8

第七十六条中 「五月二十日までに地方公営企業法」 を 法 に改め 同条に後段とし

て次のように加える。

この場合において、 キャッシュ フ 口 計算書の作成は、 間接法によるものとする。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

# 第八章 退職給付引当金

第七十二条の三 の企業職員 した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。 (同日における退職者を除く。 退職給付引当金の 計上は、 簡便法 が自己の都合により退職す (当該事業年度の末日にお によるものとする。 るものと仮定 V て全て

「総括収入予算執行計画整理簿

別表第一中総括支出予算執行計画整理簿

:「正事台長」こ、「企業債台帳

たな卸資産購入予算執行計画整理簿 を 「工事台帳」に、 借入金台帳

工事費内訳整理簿

を 「企業債・ 借入金台帳」 に、 「支出予算執行計画整理簿」 を 「支出予算・たな卸資

産購入予算執行計画整理簿」に、「直購入物品受払簿

を「物品受払簿」に改める。

消耗品受払簿

別表第二を次のように改める。

#### 別表第2

収益勘定

																							<b>贝</b> 植	給事業	用水供	萘
												棋	営業外収									営業収益				項
長期前受金戻	国甫維即全		他会計補助金						配当金	受取利息及び								<b>収</b> 本	その他の営業	受託工事収益	配水収益					ш
				配当金	愈	有価証券利	貸付金利息	預金利息						雑収入	手数料	禅	材料壳却収									節
地方公営企業法施行規則(昭和	返済を要しないもの	的とする他会計からの繰入金で	収益的支出を負担することを目								ずる収益	の他主たる営業活動以外から生	金融及び販売活動に伴う収益そ	上記以外の営業収益	証明手数料、材料検査手数料等	する器具及び材料の販売代金	配水装置の新設、修繕等に使用			設計、工事等の受託に伴う収益	水道料金	主たる営業活動から生ずる収益				説明

		禅		
		その他特別利		
の性質を有するもの		正詳		
前年度以前の損益の修正で利益		過年度損益修		
る金額				
資産の売却時の帳簿価額を超え		禅		
固定資産の売却価額が当該固定		固定資産売却		
べき利益				
当年度の経常的収益から除外す			特別利益	
	料			
	その他雑収			
	<b>収</b> 裕			
不用品の売却代金	不用品売却			
	掛 ដ			
有価証券の売却代金	有価証券売			
		雑収益		
益として整理するもの				
長期前受金の額のうち営業外収				
は第3項の規定により償却した				
則」という。)第21条第2項又				
27年総理府令第73号。以下「規		$\nearrow$		

#### 費用勘定

			費用	給事業	用水供	款
		営業費用				項
び送水費	原水、浄水及					Ш
						筋
要する費用	原水の取入れ、浄水、送水等に	主たる営業活動から生ずる費用				説明

	路面復旧費	修繕費		賃借料		手数料	委託料		通信運搬費		印刷製本費	光熱水費	燃料費			備消耗品費			被服費	旅費	報償費	法定福利費		幸長酉州	賃金	半当	<b></b>
昭和27年法律第180号)に定め られた道路の修復費	ずる上事請負等の實用 導水管の修理等による道路法(	有形固定資産等の維持修繕に要	华	借地料、借家料、自動車借上料	訴訟手数料等	公金取扱、し尿処理、ごみ処理、	試験、研究、測量等の委託料	運送料等	はがき、郵便切手、電信電話料、	び伝票、帳簿等の製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及	電気料金、ガス料金等	自動車用及び採暖用燃料費	具、器具及び備品費	満又は取得価額10万円未満の工	消耗品費並びに耐用年数1年未	訓令第1号)による被服購入費	程(平成6年3月奈良県営水道	奈良県水道局職員被服等貸与規	職員等に支給する旅費		各種社会保険料、労災補償費等	等に対する報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員	臨時職員及び人夫の賃金	職員の各種手当	職員の給料

												受託工事費																	
光熱水費	燃料費	備消耗品費	被服費	旅費	報償費	法定福利費	幸長酉州	重金	半				雑費	·		厚生費	食糧費		保険料		負担金	研修費	補償金		材料費		楽品貴		
											託工事に要する費用	配水装置の新設又は修繕等の受			慰安等に要する費用	医務、衛生、保険、文化、体育	会議等のための茶菓、弁当代等	ボランティア保険料等	事業用財産に対する損害保険料	関係団体負担金、その他会費等	分水負担金、庁舎維持負担金、	職員の研修に要する費用	補償金、賠償金、見舞金等	する諸材料費	有形固定資産等の維持修繕に要	る薬品費	沈でん、滅菌その他浄水に要す	料及び燃料費	

										総係費																			
被服費	報償費	退職給与金	旅費	法定福利費		幸及西州	賃金	半	給料		雑費	厚生費	交際費	食糧費	保険料	負担金	研修費	補償金	材料費	動力費	路面復旧費		工事請負費	修繕費	賃借料	手数料	<b>泰</b>	通信運搬費	
	報償金、奨励金、謝礼等	職員に対して支払う退職手当			等に対する報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員				事業活動の全般に関連する費用												に要する経費	請負契約による受託工事の施工						

						減価償却費																					
無形固定資産減価償却		載	産減価償却	有形固定資			雑費	交付金	<b>交際費</b>	保険料	負担金	厚生費	食糧費	研修費	補償金	材料費	動力費	修繕費	賃借料	手数料	泰託料	広告巻	通信運搬費	印刷製本費	光熱水費	燃料費	備消耗品費
水利権、借地権、地上権、特許 権、施設利用権及びリース資産	年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。)の償却額	品、リース資産等(耐用年数1	車両運搬具、工具、器具及び備	建物、構築物、機械及び装置、	の規定による償却額	規則第13条、第15条又は第16条		国有資産等所在市町村交付金														広告又は宣伝に要する費用					

																用	営業外費												
			雑支出									典	企業債取扱諸	支払利息及び							用	その他営業費						資産減耗費	
その他雑支	原価	不用品壳却		費	料及び取扱	企業債手数	利息	割賦未払金		借入金利息	企業債利息							雑支出	角	材料売却原				減耗費	たな卸資産	却費	固定資産除		>
		売却した不用品の原価			手数料及び取扱費	企業債の元利償還のつど支払う		割賦未払金に対する利息	対する利息	他会計借入金、一時借入金等に	企業債に対する利息				以外の費用	の他主たる営業活動に係る費用	金融及び財務活動に伴う費用そ		の原価	給水装置用の販売器具、材料等		上記以外の営業費用	る評価損	失による除却費及び低価法によ	たな卸資産のき損、変質又は滅	損及び撤去費	有形固定資産の除却損又は廃棄		

																特別損失	
失	その他特別損	正損	過年度損益修	朱	災害による損						減損損失		描	固定資産売却			
																	Œ
		の性質を有するもの	前年度以前の損益の修正で損失		災害による巨額の臨時損失	損損失の額	べき場合における認識すべき減	よる損失又は減損損失を認識す	場合における当該生じた減損に	ることができない減損が生じた	事業年度の末日において予測す	する金額	資産の売却時の帳簿価額に不足	固定資産の売却価額が当該固定	べき損失	当年度の経常的費用から除外す	

#### 資産勘定

						産	固定資	区分
				資産	有形固定			款
			十基					項
事務所用地								Ш
本庁舎用地等専ら事務所のため に用いる土地	地の取得に要した費用の合計額	等の経営附属用地等であり、土	事業用敷地、公舎敷地、運動場					説明

			構築物										累計額	建物減価償却										建物	大大			
原水及び浄				計額	減価償却累	その他建物	計額	減価償却累	施設用建物	累計額	物減価償却	事務所用建			その他建物		施設用建物	物	事務所用建							その危土地		施設用地
取水から沈でん及び濾過を経て、	工作物	他土地に定着する土木施設又は	貯水池、浄水池、トンネルその													業施設の用に供されている建物	取水、貯水、浄水、配水等の作	用に供されている建物	本庁舎、営業所等専ら事務所の	事費、整地費等	建物の取得に要した買収費、工	物、建物と一体をなす附属施設、	ほか、公舎その他経営附属用建	事務所、作業場、倉庫、車庫の			る土地(附帯施設用地を含む。	浄水場用地等施設のために用い

	置置		
	その他機械		
水用計器			
直接需要者の用に供している量	量水器		
の設備	備		
塩素投入装置等塩素滅菌のため	塩素滅菌設		
備			
び分離し難い電動機等の電気設			
ポンプ並びにこれに直結し、及	ポンプ設備		
自家発電のための内燃設備	内燃設備		
設備(建物に含むものを除く。			
電動機、変圧器等及び所内配電	電気設備		
搬設備並びにこれらの附属品			
機械、装置及びコンベア等の運		機械及び装置	
	累計額		
	物減価償却		
	その他構築		
	計額		
	減価償却累		
	送配水設備		
	償却累計額		
	水設備減価		
	原水及び浄		
		却累計額	
		構築物減価償	
	物		
	その他構築		
浄水の送配水設備	送配水設備		
守小を添わるよこの下来九段帰	水設偏		

工具、4					び備品	工具、器具及	価償却累計額	車両運搬具減	車両運搬具																		額	減価償却累計	機械及び装置
器具及						器具及	累計額	般具減	搬具	<u>卅</u>		4			<b></b>			ᄪ	—————————————————————————————————————	<u></u>	額		<del></del>	額	——			<b>却累計</b>	が、対画
										却累計額	装置減価償	その伯慈族	償却累計額	量水器減価	累計額	備減価償却	塩素滅菌設	計額	減価償却累	ポンプ設備	λшι	価償却累計	内燃設備減	ЛШΥ	価償却累計	電気設備減			
	0	かつ、取得額が10万円以上のも	備品で耐用年数1年以上であり、	金庫、タイプライター、机等の	れない工具、器具及び電話設備、	機械及び装置の附属設備に含ま			自動車その他の陸上運搬具																				

												資産	無形固定															
地上権		借地権			水利権			施設利用権		ダム使用権				却累計額	定資産減価償	その他有形固	定資産	その他有形固			建設仮勘定	価償却累計額	リース資産減			リース資産	却累計額	0/1 品)
権の取得に要した費用の合計額事業用敷地 公舎敷地 運動場	等の経営附属用地等に係る借地	事業用敷地、公舎敷地、運動場	得に要した費用の合計額	及び施設利用権を除く。)の取	水利に関する権利(ダム使用権	の取得に要した費用の合計額	る権利(ダム使用権を除く。)	専用施設又は共同施設を利用す	した費用の合計額	ダムを使用する権利の取得に要	上権、特許権及びリース資産	設利用権、水利権、借地権、地	有償で取得したダム使用権、施					上記以外の有形固定資産	を含む。)	ため支出した工事費(前払金等	有形固定資産の建設又は改良の			一ス取引におけるリース資産	く。)に係るファイナンス・リ	有形固定資産(建設仮勘定を除		

他会計に対する長期貸付金以外のもの 他会計への長期貸付金 生金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの 上記以外の投資の性質を有するもの	国株社 化 証 一 他 金	展 田	
るもの	地方債		
25号)第2条に規定する有価証券で投資の目的をもつて所有す			
金融商品取引法(昭和23年法律		投資有価証券	他の資産
取引におけるリース資産			投資その
)に係るファイナンス			
無形固定資産(営業権を除く		リース資産	
権の取得に要した費用の合計額特許権の取得に要した費用の合計額		特許権	
等の経営附属用地等に係る地上			

有価証券																		未収金						<b>金</b>	現金・	華	流動資	
券		その他未収金								営業外未収金							営業未収金	. "			預金		現金		預			3
			外未収金	その他営業	費税還付金	及び地方消	未収消費税	逆	未収受取利		未収金	その他営業	水工事収益	未収受託給	神	未収配水収												
イベル 一時的所有を目的とする有価証 券(差入保証金の代用として提	未収金	固定資産売却代金等上記以外の	賃貸料等の未収入額	受託工事収益、不用品売却代金、					預金、貸付金利息等の未収入額		入額	材料売却代金、手数料等の未収		受託給水工事代金の未収入額	収入額	水道料金及び量水器使用料の未	営業活動に係る収益の未収入額		限が到来する定期預金等	表日から起算して1年以内に期	当座預金、別段預金、貸借対照	債の利札、小切手等	現金、支払期限の到来した公社					

						前払費用	他会計貸付金	徐	一般短期貸付	<b>金</b>	短期貸付		その他貯蔵品	量水器	消耗品		具及び備品	消耗工具	<b>**</b>								貯蔵品	
							付金		貸付				蔵品				<u> </u>	、器										
なるもの	から起算して1年以内に費用と	支払われた対価で貸借対照表日	提供されていない役務に対して	を受ける場合において、いまだ	契約に従い継続的に役務の提供	前払賃借料、前払利息等一定の	他会計に対する短期貸付金		他会計以外に対する貸付金			記以外の貯蔵品	廃材、用途廃止の機械器具等上	貯蔵中の量水器	文具、用紙等の事務用品等	備品	が10万円未満の工具、器具及び	耐用年数1年未満又は取得価額	金属材料、木材、燃料、薬品等	)	事に使用する予定のものを除く	定を設けて経理する建設改良工	用する予定のもの及び建設仮勘	器具及び備品(購入後直ちに使	取得価額が10万円未満の工具	料並びに耐用年数1年未満又は	いまだ使用に供されていない材	されるものを除く。)

	資産	
上記以外の流動資産	その他雑流動	
	力和其物	
	消費税及び地	
	特定収入仮払	
	び地方消費税	
	仮払消費税及	
却する見込みのもの		
受けた有価証券で短期間内に返		
差入保証金の代用として提供を	保管有価証券	
		動資産
		その他流
支払を受けていないもの		
に提供した役務に対していまだ		
務の提供を行う場合において既		
一定の契約に従い、継続的に役		未収収益
に属しないもの		
して前払された金額で前払費用		
物品の購入、工事の請負等に際	その他前払金	
	び地方消費税	
	前払消費税及	
		前払金

注 建設仮勘定の整理は、附表に定める整理科目により行うものとする。

#### 負債勘定

		債	固定負	区分
	企業債			款
の財源に充て	建設改良費等			項
				Ш
良に要する経費又は地方債に関	建設改良費等(建設若しくは改			説明

		金	退	引当金		務	リース債			借	Ŋ	借	94	9)	建	入金	他会計借			債	Ÿ						債	e
修繕引当金			退職給付引当							借入金	その他の長期	借入金	るための長期	の財源に充て	建設改良費等						その他の企業							
特別修繕引当金以外の突発的かつ大規模な修繕工事	てるための引当額	員に対する退職手当の支払に充	将来生ずることが予想される職		期限の到来するものを除く。)	けるリース債務(1年内に支払	ファイナンス・リース取引にお	到来するものを除く。)	た借入金(1年内に返済期限の	るために他の会計から繰り入れ	建設改良費等以外の財源に充て	するものを除く。)	入金(1年内に返済期限の到来	めに他の会計から繰り入れた借	建設改良費等の財源に充てるた			<b>察</b> へ。)	内に償還期限の到来するものを	るために発行する企業債(1年	建設改良費等以外の財源に充て	到来するものを除く。)	る企業債(1年内に償還期限の	)の財源に充てるために発行す	に準ずる経費をいう。以下同じ	業の建設又は改良に要する経費	54号) 第12条に規定する公営企	

	の財源に充て	建設改良費等	入金	他会計借		广	その他の企業	責	るための企業	の財源に充て	建設改良費等	企業債	*	一時借入		黄	流動負	定負債	その他固		金	割賦未払	その他引当金	引当金	環境安全対策				
· 作 · 子 · 女 · 女 · 女 · 女 · 女 · 女 · 女 · 女 · 女	2充て   設改良費等の財源に充てるため	【費等 1年内に返済期限の到来する建			ために発行する企業債	設改良費等以外の財源に充て	)企業 1年内に償還期限の到来する建		)企業 に発行する企業債	三充て 設改良費等の財源に充てるため	<b>【費等</b> 1年内に償還期限の到来する建				要するもの	算して	借入金等で貸借対照表日から起		上記以外の固定負債	9	務で支払期限が1年を超えるも	契約等に	当金	る費用として計上する引当金	*対策 環境安全等の目的の処理に要す	一	内に使用される見込みのものを	,	に備えて計上する引当金(1年

				前受金				未払費用												未払金		務	リース債						
I	営業前受金										その他未払金			営業外未払金		営業未払金										借入金	その他の長期	借入金	るための長期
												費税	及び地方消	未払消費税															
事代金等主たる営業活動に係る	前受水道料金、前受受託配水工	行を終わらないもの	価のうち、いまだその債務の履	契約等により既に受け取つた対	供を受けた役務の対価の未払額	を受ける場合において、既に提	契約に従い継続的に役務の提供	未払利息、未払賃借料等一定の	還額等上記以外の未払金	償還期限経過後の企業債の未償	固定資産等購入代金の未払額、				り発生する未払金	営業活動に係る通常の取引によ	用に属するものを除く。)	支払を終わらないもの(未払費	ている短期的債務でいまだその	特定の契約等により既に確定し	るリース債務	アイナンス・リース取引におけ	1年内に支払期限の到来するフ	借入金	ために他の会計から繰り入れた	設改良費等以外の財源に充てる	1年内に返済期限の到来する建	<b>**</b>	に他の会計から繰り入れた借入

世界外前受金 になの前受領 前受利息、前受貨貨料等金融及 び財務活動に伴う収益その他主 たる営業活動以外から生ずる収益をの前受館 固定資産売却代金等上記以外の (収入の前受金 関与引当金 管線引当金 (収入の前受金 特別修練引当金以外の実発的かった規模な修繕工事に備えて計上する引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの (電えて計上する引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの (で別り全 預り有価証券 (に備えて計上する引当金のうち (1年内に使用される見込みのもの の (1年内に使用される見込みのもの の (1年内に使用される見込みのもの (14年内に使用される見込みのもの (14年内に使用される見込みのもの (14年内に使用される見込みのもの (14年内に使用される見込みのもの (14年内に使用される見込みのもの (14年内に使用される見) (14年内に使用される関係を検討して対象を使用される関係を使用を使用される関係を使用される関係を使用される関係を使用される関係を使用される関係を使用される関係を使用される関係を使用される関係を使用される関係を使用される関係を使用を使用される関係を使用を使用される関係を使用を使用を使用を使用を使用を使用される。 (14年内に使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使				禁 類 以
海		負債		ì
河		その他雑流動		
管業外前受金 その他前受金 (		び地方消費税		
 		仮受消費税及		
 		預り有価証券		
営業外前受金   その他前受金   1当金   1当金   1当金   1当金		預り金		
宣業外前受金 その他前受金	\$\ 0		動負債	
宣業外前受金	預リ		その街流	
管業外前受金 賞与引当金 修繕引当金	9			
営業外前受金 その他前受金 修繕引当金 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 4			
管業外前受金 その他前受金 管与引当金 ・	121			
営業外前受金 その他前受金 (	社	(A)		
営業外前受金	<u></u>	特別修繕引当		
営業外前受金				
営業外前受金	<u></u>			
営業外前受金 その他前受金 賞与引当金	<u></u>			
営業外前受金		修繕引当金		
営業外前受金 その他前受金 賞与引当金	ļţ.			
営業外前受金	<b>账</b>			
営業外前受金	- K <del>Y</del>	賞与引当金		
			引当金	
	Δħ			
	<u></u>	その他前受金		
	7			
	U.J.			
	前垣	営業外前受金		
	上			

会 長期前受 金収益化	るための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行つた場合におけるその線入金の額
	一 スケめの補助令 (
(A)	るための補助金、負
_	
	これらに類するもの
	けた場合におけるる
	けた金額に相当する
	資産の取得又は改員
	めに起こした企業化
	還に要する資金にす
	般会計又は他の特別
	人れを行つた場合に
	繰入金の額
長期前受	
金収益化	
累計額	

#### 資本勘定

					剰余金					資本金	区分
			金	資本剰余					資本金		媄
	再評価積立金	国庫補助金					組入資本金	出資金			項
											Ш
年政令第403号)附則第11項及 び第12項の規定により資産の再	助金 地方公営企業法施行令(昭和27	償却資産以外の取得に充てた補				額	剰余金から資本金に組み入れた	他会計からの出資金の額			説明

経営		金	建設									減債	利益剰余	余金	7,0				保険差益		工事		寄付金	額	受贈			
経営安定化積			建設改良積立			利益積立金						減債積立金			その他資本剰				<b>港</b> 益		工事負担金		<b>金</b>		受贈財産評価			
条例第4条第2項の規定により	た額	建設又は改良のために積み立て	条例第4条第2項の規定により	た額	欠損金をうめるために積み立て	条例第4条第2項の規定により	ために積み立てた額	定により企業債の償還に充てる	」という。)第4条第1項の規	奈良県条例第38号。以下「条例	等に関する条例(昭和42年3月	奈良県水道用水供給事業の設置			上記以外の資本剰余金	額	づいて受け取った保険金との差	資産の滅失により保険契約に基	固定資産の帳簿価額と当該固定	又は改良に充てた工事負担金	償却資産以外の固定資産の取得	又は改良に充てた寄附金	償却資産以外の固定資産の取得	を受けた財産の評価額	償却資産以外の固定資産の贈与	額を控除した額	価価額から再評価以前の帳簿価	評価を行った場合における再評

	純損失)		
た純利益(純損失)	益(当年度		
当年度の損益取引の結果発生し	当年度純利		
額			
越利益剰余金(繰越欠損金)の	末残高)		
損金処理額)を控除して得た繰	欠損金年度		
度利益剰余金処分額(前年度欠	残高(繰越		
度未処理欠損金)の額から前年	余金年度末		
前年度未処分利益剰余金(前年	繰越利益剰		
減した額		欠損金)	
の純利益(純損失)の金額を加		当年度未処理	
金(繰越欠損金)の額に当年度		利益剰余金(	
当年度末における繰越利益剰余		当年度未処分	
た額			
経営の安定化のために積み立て		立金	

#### 我

## 建設仮勘定整理科目

構築物	ch'		<b>*</b>		التران				建物	節
	その他の建物		施設用建物		事務所用建物					細節
貯水池、浄水池、トンネルその 他土地に定着する土木施設又は		業施設の用に供される建物	取水、貯水、浄水、配水等の作	用に供される建物	本庁舎、営業所等専ら事務所の	する建物で完成しているもの	ていないもの又は建設の用に供	のうち、未完成で精算が完了し	営業又は建設の用に供する建物	說明

	華	その他有形固定資			믑	工具、器具及び備		車両運搬具	N							· ·	· K.		曲				機械及び装置	N	送			
									その他機械装置		量水器		塩素滅菌設備			ポンプ設備	内燃設備		電気設備					その他構築物	送配水設備		原水及び浄水設備	
G.	もの又は建設の用に供している	上記以外の固定資産で未精算の	円以上のもの	であり、かつ、取得価額が10万	具及び備品で耐用年数1年以上	建設の用に供している工具、器	用に供しているもの	自動車その他の運搬具で建設の		計器	直接需要者の用に供する量水用	の設備	塩素投入装置等塩素滅菌のため	備	び分離し難い電動機等の電気設	ポンプ並びにこれに直結し、及	自家発電のための内燃設備	設備(建物に含むものを除く。	電動機、変圧器等及び所内配電	ているもの	稼動のもの又は建設の用に供し	設備並びにこれらの附属品で未	機械装置及びコンベア等の運搬		浄水の送配水設備	浄水を終わるまでの作業用設備	取水から沈でん及び濾過を経て、	工作物で未精算のもの

**浴**料

半半

建設事業の全般に要する費用 職員の給料 職員の各種手当 臨時職員及び人夫の賃金

臨時又は非常勤の顧問、嘱託員 等に対する報酬

報酬

無金

| 各種社会保険料、労災補償費等 | 職員等に支給する旅費 |

職員に対して支払う退職手当 報償金、奨励金、謝礼等 奈良県水道局職員被服等貸与規 程による被服購入費

備消耗品費

被服費

報償費

退職給与金

旅費

法定福利費

消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の工具、器具及び備品費

自動車用及び採暖用燃料費 電気料金、ガス料金等 文書、図面、帳簿等の印刷費及 び伝票、帳簿等の製本費 はがき、郵便切手、電信電話料

光熱水費

印刷製本費

燃料費

運送料等 広告及び宣伝に要する費用

公金取扱、し尿処理、ごみ処理、訴訟手数料等

借地料、借家料、自動車借上料 等

建設の用に供する資産の維持修 繕に要する工事請負等の費用 機械装置等の運転に必要な電力 料及び燃料費 広告料

通信運搬費

手数料

修繕費

賃借料

動力費

	その他雑収入	
預金利息等	受取利息	(貸方)
		雑収入
		雑支出
		資産減耗費
手数料及び取扱費		
金業債の元利償還のつど支払う	企業債手数料及び取扱費	
対する利息		
他会計借入金、一時借入金等に	借入金利息	
企業債に対する利息	企業債利息	
		債取扱諸費
		支払利息及び企業
補償金、賠償金、見舞金等		補償金
道路の修復費		路面復旧費
試験、研究、測量等の委託料		委託料
	維費	
	交際費	
事業用財産に対する損害保険料	保険料	
関係団体の会費負担金等	負担金	
慰安等に要する費用		
医務、衛生、保険、文化、体育	厚生費	
会議等のための茶菓、弁当代等	食糧費	
職員の研修に要する費用	研修費	
に要する諸材料費		
建設の用に供する資産の維持修	材料費	
る薬品費		
沈だん、滅菌その他浄水に要す		